

3. 平成28年度公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業計画書

第 24 期

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

沿革

当公社は、市民要望に応えた文化・スポーツ振興策を効果的に実施していくため、民間活力の積極的導入を図りながら、生涯学習の推進を図るとともに、施設の柔軟で効率的な管理運営を促進し、もって「市民文化・スポーツの振興」と、市政の目標である「豊かで住みよい国際都市」の実現に寄与するため、平成5年7月1日設立されました。

平成18年4月からは、船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの1期目の指定管理者として、平成23年4月から同施設の2期目の指定管理者として、また、平成28年4月からは「船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの管理に関する基本協定」及び「船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理に関する基本協定」を締結し、第3期目の指定管理者として、引き続き同施設の管理運営を行ってまいります。

平成20年12月公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、平成23年10月に公益財団法人への移行認定を申請し、平成24年3月22日に千葉県から公益認定を受け、平成24年4月1日から新たに「公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社」として事業活動を行っております。

事業活動方針

文化施設及びスポーツ施設を活かした文化・スポーツ事業を行い、地域の文化及びスポーツの普及振興を図り、もって心豊かで明るい市民生活の形成に寄与する事業を行います。船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの指定管理者として、「お客様の満足度の向上をあらゆる活動の原点におく」という基本理念のもとに、より一層の「市民サービスの向上」に努めます。

事業内容

【公益目的事業】

1 文化事業及び船橋市から指定を受けた文化施設の管理運営事業

(1) 船橋市民ギャラリー

① 施設管理運営事業

船橋市民ギャラリー条例及び船橋市民ギャラリー条例施行規則に基づき、公益目的のために、絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術振興を図り、施設及び設備の提供、また、施設維持管理業務を実施します。

② 自主事業及び市・教育委員会との共催事業

ア イベント事業

(ア) 船橋市所蔵作品展

船橋市が所蔵している船橋市にゆかりのある芸術家などの所蔵作品を展示し、市民に鑑賞していただきます。市民の財産を有効に活用し、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的とした展示会として実施します。

(時 期) 12月(1週間)

(入場料) 無料

(2) 船橋市茶華道センター

① 施設管理運営事業

船橋市茶華道センター条例及び船橋市茶華道センター条例施行規則に基づき、公益目的のために、茶道、華道その他の伝統文化の振興を図り、施設及び設備の提供、また、施設維持管理業務を実施します。

② 自主事業

ア イベント事業

(ア) 茶室開放日

市民が茶道や茶室の雰囲気を感じられるよう無料で見学していただき、同時に茶席体験をすることにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回 数) 毎月第2金曜日(年12回)

(参加費) 無料

(イ) スクエア寄席

日本の伝統芸能である落語に気軽に触れていただくことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(時 期) 8月・3月(年2回)

(参加費) 1回1,000円

イ 教室事業

(ア) 茶道の世界

日本の伝統文化である茶道を、初心者から経験者までを対象として、各流派の立ち居振る舞いや茶の点て方など実践的な作法の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 6コース 年2期(各10日)

(参加費) 1期18,500円

(イ) 華道の世界

日本の伝統文化である華道を、初心者から経験者までを対象として、四季折々の花材を使いながら華道の基礎から応用までの技術の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 4コース 年2期(各10日)

(参加費) 1期18,500円

(ウ) 子供茶道教室

日本の伝統文化である茶道を、初心者から経験者までを対象として、表千家の立ち居振る舞いや茶の点て方など実践的な作法の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 2コース 年1期(各10日)

(参加費) 1期8,200円

(エ) 子供舞踊教室

日本の伝統文化である日本舞踊を、初心者から経験者までを対象として、日本舞踊の基本動作・姿勢・礼儀作法・表現方法など実践的な技術の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 年1期(10日間)

(参加費) 1期7,200円

(オ) 外国人対象の日本伝統文化体験教室

外国人を対象に、日本の伝統文化である茶道や華道に親しみ、初歩的な所作や技能に触れていただくことにより、市民の文化芸術に

対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 年1期(10日間)

(参加費) 10,000円

(カ) 初心者囲碁教室

主に初心者の方を対象に、囲碁の基本を習得することを目的として実施します。

(回数) 年1期(4日間)

(参加費) 1期2,000円

ウ その他事業

(ア) 子供伝統文化体験事業(市内小中学校対象の伝統文化授業・部活動促進事業)

(イ) 伝統文化教室の共催(文化団体との共催)

(ウ) 月釜茶会の共催(船橋市茶道連盟との共催)

(エ) ハッピーサタデー事業(主に第3土曜日に小中学生対象)

2 スポーツ事業及び船橋市から指定を受けたスポーツ施設の管理運営事業

(1) 船橋市総合体育館(船橋アリーナ)

① 施設管理運営事業

船橋市総合体育館条例及び船橋市総合体育館条例施行規則に基づき、公益目的のために、スポーツ及び文化の活動の振興を図り、施設及び設備の提供を行います。また、船橋市総合体育館の維持管理業務基準に従い、施設の維持管理業務を実施します。

ア 管理事業

(ア) 施設の充実

お客様が安全かつ快適に施設を活用するために必要となる設備・修繕については、教育委員会の承認を得ながら、公社として協力いたします。

(イ) 大型映像装置の活用

メインアリーナに設置された大型映像装置について、利用団体の協力を得るとともに、Wリーグ(女子バスケットボールリーグ)やJ P B L(男子バスケットボールリーグ)での活用など、利用率の向上を図ります。

② 自主事業

ア イベント事業

(ア) こどもの日フェスタ及びスポーツフェスティバル

船橋アリーナを地域の拠点として、近隣の皆様に親しんでいただけるよう、また、日頃のご愛顧に感謝しながら、施設の無料開放や、スポーツチャレンジ、エアロビクス体験などを通して、市民の心と体の健全な発達、健康増進の支援を目的として実施します。

(時 期) こどもの日及び体育の日

(参加費) 無料

(イ) Wリーグ (女子バスケットボールリーグ) 「JX—ENEOSサンフラワーズ」ホームゲーム開催

Wリーグの公式試合を招致し、高い水準のプレーを観戦していただくことにより、市民の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

(時 期) 平成28年12月3日 (土)

JX—ENEOSサンフラワーズ VS シャンソンVマジック

(ウ) J P B L (男子バスケットボールリーグ) 「千葉ジェッツ」ホームゲーム開催

J P B Lの公式試合を開催し、高い水準のプレーを観戦していただくことにより、市民の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

(回 数) シーズン中 (年26試合)

(エ) トップアスリート招致事業

トップアスリートを招いて、技術の向上やスポーツに取り組む姿勢など、市民の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

(回 数) 年1日

(参加費) 無料

(オ) ワンコイン寄席

日本の伝統芸能である落語に気軽に触れていただくことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回 数) 7月及び1月 (年2回)

(参加費) 500円

(カ) ロビーコンサート

エントランスホールで弦楽器等の演奏会を行い、船橋アリーナを地域の拠点として、近隣の皆様に親しんでいただけるよう、また文化とスポーツの融合、余暇文化の提供として、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 毎月第2火曜日(年12回)

(参加費) 無料

(キ) いけばなの展示

四季折々のお花を、ご来館されたお客様に楽しんでいただくため、2棟1階ロビーにいけばなを展示します。

(時期) 通年

イ 教室事業

(ア) スポーツ等教室

子供から高齢者まで、どなたでもご参加いただける多種多様なプログラムを提供し、市民の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

主な対象	種類	クラス	開催型
幼児	体操・新体操・ダンス・スイミング	11クラス	通年型
児童・生徒	体操・新体操・ダンス・バスケットボール・キッズテニス・女子サッカー・スイミング	30クラス	通年型
親子	マタニティ・親子体操・スイミング	8クラス	通年型
成人	エアロビクス・ダンス・ストレッチ・スイミング	26クラス	通年型
シニア	体操・太極拳・スイミング	9クラス	通年型
成人	卓球・バドミントン	1クラス	短期型
成人	ワンコインレッスン(スイミング・スタジオ)	35クラス	単発型

(イ) スイミングインストラクター派遣

船橋市内の小中学校へ、スイミングインストラクターを派遣し、水に慣れ親しんでもらい、かつより高度なレベルで実施することにより、市民の健康増進を支援し、市民の心と体の健全な発達を支援することを目的として実施します。

(時 期) 夏季小学校プール授業時

(ウ) インストラクター派遣

立地条件などから船橋アリーナへ来館できない方や、地域からのニーズにより、近隣公共施設などへ、スタジオインストラクターを派遣し、市民の健康増進を支援し、市民の心と体の健全な発達を支援することを目的として実施します。

(回 数) 年3期(1期8回)

(エ) 介護予防事業

要支援状態及び要介護状態となるおそれの高い65歳以上の方に、運動機能向上プログラム、栄養改善プログラム及び口腔衛生機能の向上プログラムの通所型介護予防事業を行うことにより、要支援状態又は要介護状態となることを予防し、心身の健全な持続をサポートすることを目的として実施します。

(回 数) 年6期(1期12回)

ウ その他事業

(ア) 夏休み・冬休み自習室無料開放

(イ) シニア体験ツアー(体操・浴室利用無料体験)

(ウ) ハッピーサタデー事業(第3土曜日に小中学生温水プール・卓球室無料)

(エ) スポーツ及び文化の情報提供(情報誌・インターネットの各コーナー設置)

(2) 船橋市武道センター

① 施設管理運営事業

船橋市武道センター条例及び船橋市武道センター条例施行規則に基づき、公益目的のため、武道その他のスポーツの活動の振興を図り、施設及び設備の提供を行います。また、船橋市武道センターの維持管理業務基準に従い、施設の維持管理業務を実施します。

② 自主事業

ア 教室事業

(ア) スポーツ教室

子供から高齢者まで、どなたでもご参加いただける多種多様なプログラムを提供し、市民の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

主な対象	種 類	クラス	開催型
幼 児	バレエ・新体操	3クラス	通年型
児童・生徒	バレエ・新体操	7クラス	通年型
成 人	ヨガ・ストレッチ・ダンス・健康体操	6クラス	通年型
シ ニ ア	太極拳	1クラス	通年型
児 童	柔道・剣道・相撲・合気道・なぎなた	5クラス	短期型

(イ) 国際交流武道体験会

主に船橋市に在住する外国人を対象に、日本の伝統文化である武道に親しみ、初歩的な技能に触れていただくことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、心と体の健全な発達を支援することを目的として実施します。

イ その他事業

(ア) 定期利用団体登録制度による利用促進

(イ) ハッピーサタデー事業（主に第3土曜日に小中学生対象）

3 その他の事業（各施設共通）

(1) 顧客満足度を高めるためのモニタリング

「ご意見箱」に加え、施設を利用されるお客様、自主事業参加のお客様にアンケートを行い、その集計結果を基にお客様の要望などを具体的に検討します。また、様々なモニタリング手法を用いてお客様の声を細かく拾い上げ、サービス向上に努めます。

(2) ホームページ等による広報事業

施設の利用方法や文化・スポーツの自主事業等を、ホームページやフェイスブックページにより広く周知すると共に、施設を利用いただいているサークルの情報や、船橋市体育協会加盟団体の情報をホームページや掲示板に掲載し、活動の場を探している市民に情報提供します。

(3) 市民ボランティアの活用

市民等が互いに協力し合ってスポーツ及び文化活動をサポートする機会を提供することにより、活動に対する意識を高揚させるとともに、ボランティア精神を醸成し、スポーツ及び文化振興の担い手を育成することを目的に、公社主催のイベント及び施設維持管理をサポートいただける市民ボランティアを登録し、活躍していただきます。

(4) ポイントカード

各施設でそれぞれポイントカードを発行し、集めたポイントを施設利用券や近隣商店街とのポイント交換などにより利用促進を図り、より多くの不特定多数の利益の増進を図ります。

- ① 習志野台商店街と連携し、「船橋市総合体育館施設利用ポイント&回数券カード」の累積ポイントを、商店街での購買に使用できるよう「J U J Uカード」へポイントを移行します。
- ② 本町通り商店街と連携し、「船橋市民ギャラリー船橋市茶華道センターポイントカード」及び「船橋市武道センター」の累積ポイントを、商店街での購買に使用できるよう「ダポちゃんカード」へ移行します。
- ③ アンデルセン公園の入場券を、累積ポイントの交換対象とすることにより公益財団法人船橋市公園協会と相互に連携し、活性化を図ります。

(5) 地域との連携

近隣の公共機関等と連携したイベントを開催し、地域の活性化を図ります。

- ① 船橋市東部保健センターの健康相談開催
- ② 船橋市内小学生・中学生の仕事、職業体験受入
- ③ 日本大学薬学部の講演会
- ④ 日本大学理工学部のこども科学体験
- ⑤ 総合型地域スポーツクラブ「ならだいスポーツクラブあまなつ」との連携
- ⑥ 商店街とのポイントカードポイント交換

(6) 環境対策

船橋市地球温暖化対策地域協議会に入会し、船橋市地球温暖化対策実行計画に基づき、各施設の節電、節水等により地球温暖化対策の推進を図るとともに、「クリーン船橋ゴミゼロの日」に参加したり、ペットボトルキャップの回収により再資源化するエコキャップ運動に協力するなど、環境対策に取り組みます。

(7) 近隣財団との連携

市外近隣財団と定期的に情報交換を行い、指定管理者としての施設運営や事業等についてお互いのノウハウを活用しあい、運営の強化を図ります。

【収益事業】

- 1 各施設の条例及び条例施行規則に基づき、文化及びスポーツ等の活動のため、公益目的以外の施設及び設備の提供（船橋市総合体育館については駐車場を含む）を実施します。
- 2 軽食や飲料等の自動販売機を設置（船橋市総合体育館及び船橋市武道センター）し、お客様の利便性の向上を図るとともに、船橋市総合体育館においては、館内パネル広告の導入などにより、収益の向上を図ります。